

議案第 71 号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

## 多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

多可町営住宅管理条例（平成 17 年多可町条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号オ中「又は中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第 4 条第 1 項」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(入居者の資格)</p> <p><b>第5条</b> 普通町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第15条において同じ。）があること。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者（第7条第2項において「高齢者等」という。身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とする者で当該普通町営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でない認められるものを除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p><b>第5条</b> 普通町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第15条において同じ。）があること。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者（第7条第2項において「高齢者等」という。身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とする者で当該普通町営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でない認められるものを除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>